

原子力基本法改正を問う

「原子力基本法の改悪 —— 大幅な書き換えは何をもたらすか」
原子力市民委員会 オンライントーク 第14回
2023年3月23日

鈴木達治郎

長崎大学核兵器廃絶研究センター 副センター長・教授

原子力基本法（1955）とは何か

- 原子力基本法は、いわば**原子力政策**を推進するに当つての**憲法**ともいうべき**基礎法**であり、この法律自体が国民の**権利義務**を直接規制するごとき**実体法**としての効力を有するものではない
- 全体の構成は第1章総則において**原子力利用が平和の目的のみ**に限られると同時に、**民主、自主、公開**のいわゆる**三原則**に則り、かつ**国際協力に資する**旨を**基本方針**としてうたい・**詳細は別に法律で定めるところによる。**

（「[原子力白書](#)」昭和31年版、1957年12月）

— **政策の中身や規制等は別の法律で定める**

原子力基本法（1955）

福島事故後に一部改正

第1章（総則）

（目的）

第1条：この法律は、原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を推進することによつて、**将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。**

（基本方針）

第2条：原子力利用は、**平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。**

2 前項の安全の確保については、**確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。（福島原発事故後に追加）**

原子力基本法（1955）

第3章 原子力の開発機関

第7条：原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理等に関する技術の開発並びにこれらの成果の普及等は、第二条に規定する基本方針に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構において行うものとする。

→ 核燃料サイクルをやめられない一つの理由

第6章 原子炉の管理

（原子炉の建設等の規制）

第14条：原子炉を建設しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。これを改造し、又は移動しようとする者も、同様とする。

(参考) エネルギー政策基本法(2002) (2)

(国の責務)

- **第5条** 国は、第二条から前条までに定めるエネルギーの需給に関する施策について、**その基本方針(以下「基本方針」という。)にのっとり、エネルギーの需給に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務**を有する。
- **2** 国は、エネルギーの使用に当たっては、エネルギーの使用による環境への負荷の低減に資する物品を使用すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(エネルギー基本計画)

- **第12条**：政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、**エネルギーの需給に関する基本的な計画(以下「エネルギー基本計画」という。)を定めなければならない。**

改正の必要性・合理性を問う

- 基本法にそぐわない詳細な規定
 - 運転期間延長や新設への支援など、詳細な規定は基本法の趣旨（基本方針）に合わない
- 既存の他の法律（エネルギー政策基本法等）の改正で十分
 - すべて既存の法律または他の法律の改正で十分対応可能
- 政策そのものの合理性・必要性が不透明な状況で、基本法に書き込むことの危険性
 - 基本法に政策の詳細を書き込むことは、将来の柔軟性を奪い、国・事業者、ひいては国民の生活に深刻な影響を及ぼすおそれ。